

～AIが作ったものは誰のもの？～

最近では、画像生成AIの発達により、インターネット上でAIが作ったイラストや画像をよく目にすることになりましたね。

では、こうしたAIが作った画像には、著作権はあるのでしょうか？

たとえば、「宇宙服を着ている猫」という画像をAさんがAIに生成させたとします。その画像を見たBさんが、「宇宙服を着ている猫が踊っている様子」という画像をAIで生成した場合、これは著作権侵害になるのでしょうか？

日本の著作権法では、著作物とは「人間の創作的な表現」とされています。つまり、AIが自動で生成しただけの画像には、原則として著作権は認められません。

「人間の創作的な表現」とは？

- ・人が細かい指示を出して構図や要素を工夫した場合
- ・生成後に編集や加工を加えた場合

このような場合、著作権が認められる可能性があります。



「細かい指示」とは？

例えば「宇宙服を着た猫が、火星の夕焼けを背景に、感傷的な表情で立っている。宇宙服はレトロなデザインで、胸元に“NEKO-01”と書かれている」といった、背景やデザインなど細部まで指定する指示です。また、望む画像を生成するために何度も指示を出して調整することも細かい指示にあたります。

パターン① Aさんが「宇宙服を着た猫」とだけ指示をしてAIに生成させた画像

→Bさんがその画像を使って「踊っている様子」をAIに生成させても、著作権侵害にはあたらない可能性が高い

パターン② Aさんが細かい指示（背景・デザインなど）を出して生成した画像

→Bさんがその画像を使ってAIに生成させると、著作権侵害にあたる可能性がある

ではパターン①の場合、本当に著作権侵害にあたらないのでしょうか？

ここで大事なのは、一見「簡単な指示で作った画像」に見えて、実際には何度も生成を繰り返し、細かい調整をしている可能性があるということです。その場合、その画像には著作権が認められる可能性があります。生成過程を確認できない場合、他人が作ったAI画像をそのまま使ってAIに生成させる行為は、著作権侵害のリスクを避けるため控えた方が良いです。したがってテーマだけを参考にして、新しくAIで生成するのが安全です。

AI技術は便利ですが、使い方やルールを理解しておくことが大切です。

ICT活用実践01 中学部

中学部3年生は、1人1台iPadを活用し、課題の時間に文字の書写に取り組んでいます。平仮名を書く練習をしている生徒には「たのしい！ひらがな」、濁点や促音の練習をしている生徒には「ひらがなめっちゃわかるもん!!」といったアプリを使用し学習度別指導を充実させています。アプリを通して「できた！」「もっとやりたい！」という気持ちが生まれ、学習への意欲や集中力を高めることにつながっています。



ICT活用実践02 高等部

11/20(木)より高等部の全クラスの教室に電子黒板が配備されました。配備されるやいなや、生徒たちは興味津々な様子で触っていました。デジタルネイティブ世代の皆さんの方が、教員より慣れるのが早いかも…？早速、高3で「食事」をテーマにした学習で、マクドナルドのHPの栄養バランスチェック機能を使い、自分が選んだメニューの計算結果を電子黒板に表示させ、みんなで見合いました。「食べすぎ！」、「〇〇も一緒に食べた方がバランス良くなりそう！」などお互いに意見を出し合う様子が印象的でした。今後も様々な場面で活用し、学習の幅を広げていきます。



ICT活用実践03 平沼分教室

【Chromebook・電子黒板の利用広がる】

10/14(火)～10/31(金)、校内実習で電子黒板を活用しました。Googleの表計算ソフト「スプレッドシート」を活用し、生徒自身が日付・時間・個人番号・作業内容・出来高・所要時間などを入力することで、残りの作業量を把握したり、入力の練習につなげたりすることができました。さらに、電子黒板にリンクさせ、大きく画面を表示し、全体で共有することで、より確実なチェックにもつなげることができました。

